

中国が待ってくれると、本気で思っているのか？

JJ1SXA/池

前稿「最高の責任者は私」で書き残したことがありましたので補足です。

…岡崎久彦氏、産経新聞「正論」の記事より引用…

憲法問題について有権的解釈を下せるのは、国会でもなく、憲法学者でもなく、まして政府の一部である内閣法制局ではないということだ、それは、憲法に明記してある通り最高裁である。

憲法を順守する以上、最高裁の解釈を尊重しなければならない。

そして、最高裁の砂川判決は、日本が固有の自衛権を有することを認め、その故に自衛隊を合憲と認めている。…引用終り…

砂川判決については、「我が街立川市砂川町と砂川闘争」(TWO-FORTY 誌第 84 号…2,Dec,2012 発行)でも触れました。

「伊達判決」として有名な、伊達秋雄裁判長による東京地裁の米軍違憲判決で、「米軍駐留を認めることは政府の戦力保持にあたり、憲法 9 条に違反する」との初判断を示したが、最高裁で逆転判決(違憲では無い)となっている。

再び、集団的自衛権について、日本が集団的自衛権を有することについては、異論は無いようだが、憲法前文の平和主義の精神に則ると、その行使には制限を加えるべきであり、それは集団的と個別的自衛権の間に線を引くべきだというのが、従来の法制局の解釈である、そこで待ったです、憲法に有権的解釈を下せるのは裁判所だけで、法制局では無いということだ、法制局の主務大臣は、総理大臣だ、解釈の変更を、内閣で考えることは何等問題は無いはずだ、ただ、これが問題なら、裁判で争うことになる、最終的には最高裁の判断となるのだ、予測としては、最高裁は集団的自衛権行使は違憲では無いとするでしょう。

時の政権の行き過ぎを正す正当な意見は良いが、一部の言辞を切り取って的外れの批判をする議員や政党、それに輪をかけて誇張した報道をするマスコミ、集団的自衛権行使に反対の元法制局長官の、新聞紙上のコメント、何様だと思っているのか？

多くの国民は、政治、特に外交や安全保障政策についてはマスコミを通じてしか、真実やあるべき方向性を知ることはできない、マスコミは自分に都合のいいように真実を曲げて報道するという事はあってはならないと思う。

桜井よし子氏は、…この厳しい安全保障環境にも拘わらず、いまま集団的自衛権に反対する人々がいる、その人々は憲法改正を行ってからにせよというが、そこまで中国が待ってくれると、本気で思っているのだろうか…と書いている。

ウクライナ問題で対立する米と EU 対ロ、間隙について、中国が今よりもっと過激な行動を起こしかねない、平和ボケしている場合では無いと思うが… (8.Mar.2014 記)